

番号	法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
	株式会社中央技術コンサルタンツ	5011101013001	東京都新宿区西新宿 8-5-1	R7.10.24 ~ R8.1.23	指名停止等の措置要領 別表第 2 第 8 号イ (公契約関係競合等妨害又は談合)	左記の社の東北支店長は、宮城県気仙沼市が発注した複数の業務の入札において、気仙沼市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和 7 年 7 月 21 日に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、同年 8 月 8 日に起訴、同月 20 日に追起訴されたことによる。
	株式会社ジェイアール東日本企画	7011001029649	東京都渋谷区恵比寿南 1 丁目 5 番 5 号	R7.11.11 ~ R8.8.10	指名停止等の措置要領 別表第 2 第 15 号 (不正又は不誠実な行為)	左記の社は、国土交通本省等が令和 5 年度に交付した補助金 2 件（住宅市街地総合整備事業補助金、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金）に関して、実際の従事状況に基づくことなく算定した人件費を、当該補助金交付のため必要な実績報告書等に記載して国土交通本省等に提出し、補助金を過大に請求していたことによる。
	新明和工業株式会社	7140001082323	兵庫県宝塚市新明和町 1-1	R7.11.21 ~ R8.1.20	指名停止等の措置要領 別表第 2 第 5 号 独占禁止法違反	左記の社は、極東開発工業株式会社と特定特装車製品の販売価格等に関する情報交換の際、鋼材等の特定特装車製品の原材料の価格が高騰していたことから、令和 4 年 2 月 4 日までに、同年 4 月 1 日以降に販売する特定特装車製品の販売価格を引き上げることを合意したほか、令和 4 年 4 月以降も、鋼材等の価格が引き続き高騰していたことから、令和 5 年 2 月 7 日までに、同年 4 月 1 日以降に販売する特定特装車製品のうち特に販売価格の引上げが必要であった座席車に取り付けられる架装物及びテールゲートリフタの販売価格を更に引き上げることを合意した。 令和 7 年 9 月 24 日、公正取引委員会により、上記の行為は、独占禁止法第 2 条第 6 項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第 3 条の規定に違反するものであるとして公表されたことによる。

番号	法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
	極東開発工業株式会社	7140001068512	大阪府大阪市中央区淡路町2丁目5番11号	R7.11.21 ~ R8.1.20	指名停止等の措置要領 別表第2第5号 独占禁止法違反	左記の社は、新明和工業株式会社と特定特装車製品の販売価格等に関する情報交換の際、鋼材等の特定特装車製品の原材料の価格が高騰していたことから、令和4年2月4日までに、同年4月1日以降に販売する特定特装車製品の販売価格を引き上げることを含意したほか、令和4年4月以降も、鋼材等の価格が引き続き高騰していたことから、令和5年2月7日までに、同年4月1日以降に販売する特定特装車製品のうち特に販売価格の引上げが必要であった塵芥車に取り付けられる架装物及びテールゲートリフタの販売価格を更に引き上げることを含意した。 令和7年9月24日、公正取引委員会により、上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして公表されたことに加え、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによる。
	D a i g a s ガスアンドパワーソリューション株式会社	1120001224163	大阪府大阪市道修町中央区道修町3丁目5-11	R7.11.21 ~ R8.1.1	指名停止等の措置要領 別表第2第13号 建設業法違反行為	左記の社は、広島県内、秋田県内及び福島県内の複数の民間発注の工事において、建設業法第26条第1項の規定に違反して、当該工事現場に資格要件を満たす主任技術者を配置しなかった。このことが建設業法第28条第3項に該当するとし、建設業許可部局である大阪府知事より、監督処分（営業停止7日間）を受けたことによる。

番号	法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
	東邦車輛株式会社	1070001024734	群馬県邑楽郡邑楽町大字赤堀4 1 2 0番地	R7.11.28 ～ R8.1.27	指名停止等の措置要領 別表第2第5号 独占禁止法違反	左記の社は、日本トレクス株式会社と特定トレーラの車種ごとの納期の目安に関して情報交換を行っていたところ、特定トレーラの原材料の一つである鋼材の価格が高騰していたことから、特定トレーラの販売価格を引き上げる旨や引き上げる金額の目安等について情報交換を行い、遅くとも令和3年12月22日までに、令和4年2月1日頃以降に販売する特定トレーラの販売価格を引き上げることを合意した。 また、令和4年2月以降も、引き続き鋼材の価格が高騰していたことから、遅くとも同年7月12日までに、同年8月1日頃以降に販売する特定トレーラの販売価格を引き上げることを合意した。加えて、令和4年8月以降も、引き続き鋼材の価格が高騰していたことに加え、アルミ等の他の特定トレーラの原材料の価格等が高騰していたことから、遅くとも同年12月22日までに、令和5年2月1日頃以降に販売する特定トレーラの販売価格を引き上げることを合意した。 令和7年9月24日、公正取引委員会より、上記の行為は独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして公表されたことによる。
	日本トレクス株式会社	6180301010542	愛知県豊川市伊奈町南山新田3 5 0番地	R7.11.28 ～ R8.1.27	指名停止等の措置要領 別表第2第5号 独占禁止法違反	左記の社は、東邦車輛株式会社と特定トレーラの車種ごとの納期の目安に関して情報交換を行っていたところ、特定トレーラの原材料の一つである鋼材の価格が高騰していたことから、特定トレーラの販売価格を引き上げる旨や引き上げる金額の目安等について情報交換を行い、遅くとも令和3年12月22日までに、令和4年2月1日頃以降に販売する特定トレーラの販売価格を引き上げることを合意した。 また、令和4年2月以降も、引き続き鋼材の価格が高騰していたことから、遅くとも同年7月12日までに、同年8月1日頃以降に販売する特定トレーラの販売価格を引き上げることを合意した。加えて、令和4年8月以降も、引き続き鋼材の価格が高騰していたことに加え、アルミ等の他の特定トレーラの原材料の価格等が高騰していたことから、遅くとも同年12月22日までに、令和5年2月1日頃以降に販売する特定トレーラの販売価格を引き上げることを合意した。 令和7年9月24日、公正取引委員会より、上記の行為は独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして公表されたことに加え、排除措置命令及び課徴金納付命令が行われたことによる。